

# 学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える

## 検討委員会設置要綱

平成 27 年 2 月 27 日  
日本学術会議第 209 回幹事会決定

改正 平成 27 年 3 月 27 日日本学術会議第 210 回幹事会決定

改正 平成 27 年 8 月 28 日日本学術会議第 217 回幹事会決定

### (設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第 2 委員会は、内外の経済・産業・社会及び教育研究の動向がわが国の大学、特に国立大学に及ぼす影響、国立大学が教育研究において果たすべき役割、国立大学の運営及び国による支援のあり方に関する事項を審議する。

### (組織)

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

### (設置期限)

第 4 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

### (庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）及び参事官（審議第二担当）において処理する。

### (雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日日本学術会議第 210 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。